

## モニタリング強化型特別融資保証

### 制度の特徴

中小企業者と認定経営革新等支援機関が連携の下、経営状況の変化の予兆を早期に捉えること、経営状況の改善を目指して創設されました(取扱いは令和11年3月末まで)。

財務・資金繰り把握の月次把握や年次報告が条件となりますが、信用保証料が一部国から補助がなされるため、保証料負担が軽減されます。

対 象 者	(1)認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者 ※当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る
保 証 限 度 額	2億8,000万円
保 証 期 間	10年以内
据 置 期 間	3年以内（運転資金は1年以内）
金 利	金融機関所定
保 証 料	保証申込の年度により料率体系が変動します 令和8年度末まで 0.23%～0.95%
担 保	必要に応じて徴求
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要